

## 境港市からの令和6年度国・県政に対する要望への回答

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
総務省	総務部 (デジタル改革推進課)	1	地方公共団体の情報システムの標準化に係る経費に対する財政措置について	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年9月に施行され、地方公共団体はシステムの標準化に向けて取り組んでいる。 マイナンバー制度導入時のシステム整備の際には、地方公共団体の負担が生じたので、そうしたことにならないよう、標準化に要する経費については、人口規模による上限を撤廃し、国において全額財政措置するよう要望する。	継続	市町村基幹系業務システムの標準化システムへの移行に当たっては、全ての市町村が円滑に移行できるよう、確実な財政支援を国に要望してきました。 デジタル基盤改革支援補助金については、人口規模で想定事業費(補助上限額)を定めるのではなく、実際に生じる経費を踏まえた補助制度とするよう6月27日に国要望を行ったところです。 また、標準化・共通化によりシステムがガバメントクラウドに移行することに伴い、これに接続するための回線費用が自治体に新たに発生することから、同回線費用の増加分についても、国において確実な財政措置を講じるよう6月27日に国要望を行いました。 今後も引き続き、市町村が自己負担を余儀なくされることのないよう、国に対し要望を行います。
内閣府	総務部 (人権・同和対策課)	2	性的マイノリティの方への支援体制の整備について	性的マイノリティの方への支援制度として、市独自にパートナーシップ宣誓制度を実施しているが、市独自の制度では、財産の相続、税法上の扶養控除、親権などの法的効力がなく、制度に限界があるため、次の点を要望する。 ・誰ひとり取り残さない社会の実現に向けて、性的マイノリティの権利擁護のための調査研究を進め、方針を示すこと。	新規	性的マイノリティに係る法制度については、国において検討されるべきものであるが、全国知事会として多様性への配慮に係る全国統一の方針や取組を提示するよう要望するなど国への働きかけを検討しているところです。
総務省	総務部 (税務課)	3	ふるさと納税制度における寄附金の募集費用から送料を除外することについて	ふるさと納税制度における寄附金募集費用の総額を寄附金の合計額の5割以下とする総務省の規定のうち、寄附金募集費用から送料を除外するよう要望する。 ふるさと納税は、都市部の住民がふるさとや応援したい自治体へ多くの寄附を行っており、特に首都圏の住民からの寄附に対して返礼品を提供する場合に、首都圏から遠方となる自治体では、送料の負担が大きくなっている。 さらに、本市ではカニをはじめ海産物の返礼品が多く、冷凍又は冷蔵便を利用する必要があることから、送料が占める割合が高く、広告宣伝費や事務に係る経費が圧迫されている。 自治体間での公平性を高めるため、自治体の立地に起因する送料を募集費用から除外するよう要望する。	新規	平成31年度税制改正において、ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫することにより全国各地の地域活性化に繋げるため、寄附金募集費用の総額を寄附金の合計額の5割以下と規定され、また、制度本来の趣旨に沿った運用がより適正に行われるよう、令和5年6月27日付で総務省告示が改正されたところです。 県では決められたルールの中でふるさと納税制度の節度ある運用を進めべきと考えており、制度の緩和を国に要望することは考えていません。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
厚生労働省	子育て・人財局 (家庭支援課)	4	こどもの医療費軽減制度の創設について	<p>こどもの医療費については、全国の多くの自治体が自己負担を軽減または無料化する助成制度を設けているが、近年、少子化対策として、自治体間での拡充競争となっており、財政状況によって助成内容に格差が生じている。</p> <p>鳥取県においては、令和6年度から制度を拡充し、18歳到達年度末まで無料化することとしているが、少子化が全国的に加速する中、少子化対策は国レベルでの喫緊課題となっており、こどもの医療費負担についても、全国一律の水準であるべきである。</p> <p>については、国の責任において、全国一律の助成制度を早急に創設するよう要望する。</p>	継続	<p>小児医療費助成制度については、これまで全国知事会を通じて全国一律の制度の創設を要望してきました。</p> <p>本県としても、小児医療費については全国の自治体で独自の助成が行われており、少子化対策の重要な施策であることから、国の責任において、小児医療費に関わる全国一律の助成制度を創設するよう6月27日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>
厚生労働省	福祉保健部 (医療・保険課)	5	生涯続けなければならぬ高度かつ継続的な医療に関する給付への支援について	<p>医療技術の高度化等により、様々な病気が克服されつつあるが、一方で一人で年間数百万円、数千万円にも及ぶ医療費を生涯にわたって必要とするケースもあり、相互扶助を基本とする医療保険制度の財政運営を圧迫し、危機的な状況を招く要因ともなっている。</p> <p>保険財政の維持・健全化を図るために、生涯続けなければならぬ高度かつ継続的な医療に対する給付は、福祉施策として医療保険制度から切り離すか、若しくは医療保険制度の中であっても国民全体で支えるような支援制度(保険料に影響しない仕組み)の創設を要望する。</p>	継続	<p>平成30年度から国民健康保険制度の都道府県化が実施され、従来と比較すると財政規模が大きくなりましたが、退職者や所得の不安定な方の割合が多いこと、年齢構成が高いなど構造的な課題は依然として解決されていないままです。そのため、市町村保険者で高額な医療費が発生した場合、他の被用者保険と比べて財政負担が大きく、財政運営に少なからず支障をきたすことも指摘されています。</p> <p>将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国が責任を持って、少子高齢化や高度医療等による今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤を確立するとともに、持続可能な制度の確立に向けて、地方に支障・負担が生じることのないようにあらゆる対策を講じるよう、今年度も6月29日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>
厚生労働省	福祉保健部 (医療・保険課)	6	国民健康保険事業に対する国庫負担の拡充等について	<p>国民健康保険事業の基盤強化に向け、公費が投入されているが、増加の一途をたどる医療費に対し、将来にわたる十分な基盤強化に向けて、更なる公費拡充を求める。</p> <p>また、地方が医療費の一部負担金を助成する地方単独事業を行った場合、国民健康保険の国庫負担金を減額調整する措置が設けられている。</p> <p>国が令和5年3月末に取りまとめた「こども・子育て政策の強化について(試案)」において、高校生までの医療費助成については、地方単独事業に係る減額調整措置を廃止する方針が盛り込まれたが、地方単独事業は障がい等により真に医療を必要とする者も医療を受けやすくするための施策であり、すべての地方単独事業に係る減額調整措置について、早急な廃止を要望する。</p>	継続	<p>平成30年度からの国保の都道府県化に伴い、平成27年2月12日の国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議(国保基盤強化協議会)における合意に基づく必要な財源を確保するよう、知事会要望など、あらゆる機会を捉えて国に対して要望しています。</p> <p>国が責任をもって今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤を確立し、持続可能な国保制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けた財政措置を引き続き求めていきます。</p> <p>また、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の減額措置を廃止する方針が示されましたが、子どもだけでなく、身体・知的障がい者やひとり親家庭への医療費助成など、全ての地方単独事業に対する国による減額措置を早急に廃止するよう、今年度も6月29日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
厚生労働省	福祉保健部 (医療・保険課)	7	国民健康保険事業に対する県費助成について	国民健康保険においては、特別医療費助成事業を実施していることによる国庫支出金の減額が行われており、市町村はそれに伴う財政負担を強いられている。 特別医療費助成事業は、鳥取県と県内市町村との協調により実施している主旨からも、国において制度見直しを図られるのを待つことなく、直ちにこの減額措置に対し、県も応分の財政負担をするよう要望する。	継続	特別医療費の助成による国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止することについて、あらゆる機会を捉えて要望しており、令和5年3月31日に開催された「こども政策の強化に関する関係府省会議」において、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の減額措置を廃止する方針が示されたところです。 今後も国に対して国庫負担金の減額措置の廃止に向けてしっかりと要望していくこととしていますが、県も市町村とともに保険者として国保事業の運営を担っており、減額分への対応については、引き続き市町村と協議していきたいと考えています。
厚生労働省	福祉保健部 (医療・保険課)	8	国保総合システム更改に対する国の財政支援について	国民健康保険連合会が運用する「国保総合システム」については、令和3年3月末に公表された「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、システムのクラウド化や社会保険診療報酬支払基金とのレセプト受付領域の共同利用、審査支払基準の統一化などを図ることになっている。 これらに伴うシステム更改については、通常のシステム更改より高額となるため、市町村等保険者の財政負担が生じることが懸念されている。 令和6年度稼働予定の次期システム開発負担金については、国庫補助が措置されたが、次々期システム負担金については、これから金額や費用負担の協議がされる予定で、国庫補助についても未定であることから、引き続き、保険者に財政負担が生じることのないよう、必要な財政支援を要望する。	継続	審査支払機能改革として、社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険中央会等の審査支払機能の整合的かつ効率的に機能させる改革が進められており、令和6年4月に向けた国保総合システムの更改も、令和3年3月31日付けで厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が公表した「審査支払機能に関する改革工程表」に基づいて行われています。 この改革工程表によれば、令和6年度まで国保総合システムのクラウド化やレセプト受付領域の共同化等のシステム改修が行われることとなりますが、令和6年度以降も審査・支払領域の共同利用のため、共同利用の機能の共同開発が予定されているところです。 これらのシステム改修は、国の意向を踏まえ実施されるものであり、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、国が必要な財政支援を行うよう、今年度も6月29日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。
厚生労働省	福祉保健部 (障がい福祉課)	9	特別医療費助成事業に対する県費助成の拡充について	多くの県内市町村が単独事業として実施している身体障害者手帳3級所持者、療育手帳B所持者及び精神障害者保健福祉手帳2級・3級所持者への医療費助成については、県と市町村の協調制度として実施するよう要望する。	継続	障害者総合支援法等においては、地域の障がい者に対する障がい福祉の実施主体は市町村となりますが、いわゆる重度障がい者については、医療機関にかかる頻度が多いことなどから重点的に支援する必要があるため、県と市町村が協働して支援を行っています。いわゆる中・軽度の障がい者については、各自立支援医療制度や市町村において独自に実施している医療費助成制度もあることから、県の特別医療費助成制度の対象を広げることとは考えていませんが、制度の在り方について引き続き検討を行っていきます。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
総務省	総務部 (税務課)	10	空き家対策に係る税制度の創設について	<p>空き家対策が全国的にも深刻な問題となっている中、空き家解消の促進策として、空き家を解体した人に対する税制面での優遇措置を創設するよう要望する。</p> <p>①固定資産税の優遇措置</p> <p>空き家を解体すると、敷地となる土地の住宅用地特例の適用が外れ、固定資産税が高くなることで解体が進まない一つの要因となっている。</p> <p>本市においては、一定の条件はあるものの、解体後3年間は住宅用地特例適用扱いとし、特例適用相当額の税額を減免する独自の優遇措置を実施している。</p> <p>空き家解消の促進策として、このような優遇措置を国として創設するよう要望する。</p> <p>②住民税(所得税)の優遇措置</p> <p>住宅の新築に対しては、住宅ローン控除など住民税(所得税)の優遇措置が設けられている。</p> <p>空き家解消の促進策として、住宅ローン控除のような、空き家解体に要する費用を経費とし、住民税(所得税)を軽減するよう優遇措置を、国として創設するよう要望する。</p>	継続	<p>空き家を除去した場合の跡地については、固定資産税の住宅用地特例が解除されることに伴い税額が増嵩することとなり、除去促進の阻害要因となり得ることから、特例解除後も市町村が一定期間に限り固定資産税の減免等を行う場合の財政支援措置等を創設するよう国に要望しているところです。また、それぞれの自治体が各地域の実情に応じて実施している取組についても財政面で支援することを継続して要望します。</p>
総務省	地域づくり推進部 (中山間地域政策課)	11	空き家除却促進のための固定資産税減免に係る減収補填措置の創設について	<p>空き家対策を推進するため、特定空き家や利活用が見込まれない空き家を除却した場合に、除却後の土地に対して、一定期間に限り固定資産税の減免を行った自治体に対して減収補填措置を要望する。</p>	継続	<p>現行制度においては、空き家の底地の固定資産税について、空き家を除却した場合には、住宅用地特例が適用されなくなり、税額が増嵩するため、所有者等が空き家の除却をためらう一因となっています。</p> <p>空き家の任意の早期除却を促進する観点から、市町村が空き家除却後の跡地について、住宅用地特例が適用されなくなった後も一定期間に限り固定資産税の減免等を行う場合に、その負担軽減のため、減収補填措置を創設するよう引き続き国に要望します。</p>
厚生労働省	福祉保健部 (障がい福祉課)	12	地域生活支援事業に対する財政措置について	<p>地域生活支援事業は、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて市町村が実施する事業であり、その負担割合は、国が2分の1、県及び市町村が各4分の1となっているが、国庫補助金について、負担割合を下回る交付が常態化している。</p> <p>事業の着実な実施のため、所要額(実績額)の2分の1となる金額を確実に交付するよう要望する。</p>	継続	<p>令和4年度国予算において、当該国庫補助金(本体事業に限る。)は前年度の2億円増の453億円余が確保されましたが、同年度の本県における県及び市町村の充当率(交付決定額の合計を交付を要望する国庫補助金額の合計で除した数字)は約62.48%であり、県では今年度も市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講ずることについて、国に対して6月29日に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
厚生労働省	福祉保健部 (障がい福祉課)	13	就労継続支援事業の施設外就労加算の廃止に 対応した基本報酬等の 引き上げについて	令和3年度の報酬改定により、就労継続支援事業の施設外就労加算が廃止され、その代わりとして基本報酬が増額改定された。しかしながら、加算の廃止に見合った増額となっておらず、障がい者就労継続支援事業所は、減収に追い込まれている。  施設外就労は、一般就労への移行促進や工賃の向上、多様な就労機会の提供にもつながっているが、加算の廃止によって、これまでのような手厚い体制での支援が提供できず、施設外就労の維持、ひいては職員の雇用維持も困難となる可能性があることから、加算の復活を要望する。	継続	令和3年度報酬改定に伴う施設外就労加算の廃止による県内就労継続支援事業所の運営や利用者の工賃等への影響を踏まえて、必要な措置を講じるよう国に対して6月29日に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。
厚生労働省	福祉保健部 (長寿社会課)	14	介護保険制度の見直し について	介護保険料は、制度創設時に比べて2倍以上増加している。令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、高齢化の進展に伴い介護給付費のさらなる増加が見込まれ、第9期計画の保険料は、第8期計画に比べ大幅な増加が予想される。制度を持続的かつ円滑に運営していくため、国費負担を拡充するよう、制度の見直しを要望する。	継続	介護保険制度は、公費50%(国費25%、県12.5%、市町村12.5%)、保険料50%の負担割合により、各市町村において運営されています。  社会保障審議会等において、介護保険制度の持続可能性の確保の観点から継続的に制度見直し等が議論されており、国・地方の負担割合等も、こうした議論を踏まえて、国において総合的に判断されるべきものと考えます。
厚生労働省	福祉保健部 (長寿社会課)	15	地域支援事業における 介護予防・日常生活支 援総合事業に対する国 庫負担の上限額の見直 しについて	高齢者の健康寿命の延伸においては、介護予防が特に重要である。各自治体は介護予防に力を注ぎ、介護予防・日常生活支援総合事業費は年々増加し、本市においても、令和5年度申請ベースで、事業費が国庫負担の上限額を超えている。上限額を超えた場合、個別協議により例外的な措置が認められる仕組みがあるが、個別協議に該当する事由が限定されており、上限額を超えた事業費全額が自治体負担となる事例も起きている。  このような状況は、自治体の財政を圧迫するだけでなく、介護予防の取り組みに対する抑制にも繋がる。介護予防の重要性と介護予防に積極的に取り組む地域の実情を踏まえ、国庫負担上限額を撤廃するなどの見直しを要望する。	継続	介護予防・日常生活支援総合事業は、公費50%(国費25%、県12.5%、市町村12.5%)、保険料50%の負担割合により、各市町村において実施されており、事業費の上限については、事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額とされています。  個別協議により例外的に認められる上限を超えた交付金の措置については、令和3年度に対象要件が具体化されて以降、申請状況等を踏まえた要件の見直しが毎年国においてなされていますが、県でも市町村が介護予防事業に積極的に取り組めるよう、上限制度の見直しについて、令和5年2月に国に対して伝えており、今後も国の動向を注視しながら、機会を捉えて国に対して働きかけを行います。
厚生労働省	福祉保健部 (長寿社会課)	16	身体障害者手帳の交付 基準に該当しない加齢 性難聴者の補聴器購入 費に係る国の補助制度 の創設について  <b>【重点要望項目】</b>	超高齢社会において、65歳から74歳では3人に1人が、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われている。聴覚機能の低下は閉じこもりや認知症の要因であり、脳を活性化させ、積極的な社会参加を可能にするには、補聴器をつけて適切に「聞こえ」を維持することが最重要である。  本市では、令和5年度より身体障害者手帳の交付基準に該当しない加齢性難聴者の補聴器購入費助成事業を実施しているが、介護予防や認知症予防に直結するものであるため、社会保障制度の中で支援すべきと考える。よって、次の2点を要望する。  ①国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが実施している「補聴器による認知機能低下予防の効果を検証する研究」の解析を早急に進め、研究結果を明らかにすること。  ②国において補聴器購入費に係る補助制度を創設すること。	新規	認知症の予防には、運動や社会参加、他者と関わりを持つことが重要とされており、聞こえづらさによる閉じこもりと、認知症の発症とはある程度関連があると推察されますが、眼鏡などと同様、介護保険制度の福祉用具には採用されていません。  こうした中、本年4月に、国立長寿医療センターより、聴力が低下した地域在住高齢者の孤独感が要介護状態の新規発生と関連する旨の研究が公表されました。この研究自体は、補聴器で聴力を補うことで認知症や介護予防に繋がることを直接説明したものではないため、今後の研究の深化が待たれるところです。  県としても、補聴器の認知機能低下防止効果が明らかになることを望んでおり、研究を急ぐよう、国に要望していききたいと思います。  また、補聴器は、コミュニケーションの確保を通じて、高齢者のQOLの向上に資するものの眼鏡などと比べ一般に高価であり広く普及していないことから、研究結果に応じて、福祉用具の対象にするなどの対応を国に求めていききたいと思います。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
厚生労働省	福祉保健部 (感染症対策課)	17	带状疱疹ワクチンの定期接種化について	带状疱疹ワクチンについては、水痘ワクチン(生ワクチン)に50歳以上への带状疱疹の予防効能が追加されたことを受け、国の専門委員会において、平成28年から定期接種化について議論がなされ、さらに平成30年3月に新たな不活化ワクチンが薬事承認され、令和2年から販売が開始されたと承知している。带状疱疹は発症後に目や耳に起こる合併症や長期に痛みが持続する带状疱疹後神経痛など、障がいや後遺症で日常生活に支障をきたすケースもあり、带状疱疹の予防にはワクチン接種が効果的であることや東京都等すでに独自で助成を始めている自治体もあることから、国において带状疱疹ワクチンの定期接種化を早期に実現するよう要望する。	新規	带状疱疹ワクチンについては、平成28年3月に水痘ワクチン(生ワクチン)に带状疱疹の予防に対する効能効果が追加承認されるとともに、平成30年3月に新たな不活化ワクチンが薬事承認され、令和2年から販売が開始されたところです。 現在、国は専門委員会ではこれらのワクチンを定期接種化することに関して議論を行っており、期待される効果や導入年齢に関して検討されているところです。 県においても、ワクチン接種による疾病の予防が期待されることから、定期接種化について国へ要望しており、今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。
農林水産省	農林水産部 (漁業調整課)	18	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域内における水産資源管理及び漁業者の安全操業の確保を要望する。 特にベニズワイガニ産業では、民間レベルでの協議が継続されているが、暫定水域内で同じ資源を共同利用している以上、相互に資源管理を行うことが不可欠なため、政府間の公式協議を早期に開催するなど、国の責任において、暫定水域内の資源管理をはじめとした漁業秩序を早急に確立していただきたい。 また、違法操業を行う外国漁船の取り締まりをより一層強化し、違法操業根絶のための抜本的かつ効果的な対策を講じるよう要望する。	継続	毎年、日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について国に対し要望を行っており、本年4月にも要望しました。市と同様に県も重要であると考えていることから、今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。
農林水産省	農林水産部 (水産振興課)	19	中海の漁業振興について	中海の漁業振興を図るため、引き続き、浅場造成、藻場造成を進め、漁業環境を改善するよう要望する。 特に、藻場造成については、漁業環境の改善に加え、2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた取り組みの一つであるブルーカーボンの観点からも取り組みの促進を要望する。	継続	平成24年度より県で国土交通省が米子市崎津に造成した浅場での水産資源の生産力を高めるため、出現する魚類の把握、簡易型魚礁の効果検討等について調査研究を進めております。 また、必要な漁場環境の改善についても国に対し働きかけていきます。
農林水産省	農林水産部 (水産振興課)	20	高度衛生管理型市場整備事業の促進について	境漁港における高度衛生管理型市場の早期整備に向け、必要な予算確保等に引き続き努めるよう要望する。 ・総事業費：256億円	継続	令和6年度に向けて必要な予算の確保等について6月27日に国に対し要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。
農林水産省	農林水産部 (漁業調整課)	21	対馬暖流系のマサバ・マイワシ等のTAC配分について  <b>【重点要望項目】</b>	TAC配分における資源評価については、関係機関や漁業関係者から漁業現場の実態を聴取したうえで、資源水準に基づいた評価手法を確立し、適切な漁獲枠の配分に努めるよう要望する。 特に、資源管理と漁業者、仲卸業者、水産加工業者等の経営を両立させるため、対馬暖流系のマサバ、マイワシ等が安定的に供給できるよう、TACの見直しや追加配分等についてもより迅速、柔軟に対応する仕組みを構築していただきたい。 また、新たなTAC魚種の追加については、漁業者が操業時に複数のTAC魚種を混獲した場合の魚種ごとの漁獲量管理など、新たな課題も懸念されていることから、関係機関や漁業関係者の合意を得たうえで進めるよう要望する。	継続	対馬暖流系のマサバ・マイワシのTAC管理については、令和3年度から国に対し、漁獲量の変動に左右されにくい資源評価手法の確立と、漁獲量変動に対応できる十分な留保枠を準備するように働きかけており、今年も6月27日に要望しました。 漁獲の増減に影響を受けない適切な資源評価や留保枠の速やかな配分、新たな魚種の追加については、混獲や外国船の漁獲の問題など、丁寧に現場の声を聞き解決していくよう、引き続き県としても国に対し働きかけていきます。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
文部科学省	教育委員会 (高等学校課)	22	民間委託による外国語指導助手の配置に対する財政措置について	<p>令和5年度は外国語指導助手(ALT)を6名(JET:3名、民間委託:3名)配置し、市内小中学校に英語指導を行っている状況である。ALTの配置については、英語の指導経験が少ないJETプログラムのALTには交付税の算定対象となるなど、財政措置がなされているが、高い指導技術を備え、経験を積んだ民間委託のALTに対しては何ら財政措置がなされていない。</p> <p>県費負担の教職員の給与等については、国がその経費の3分の1の負担義務を負う「義務教育費国庫負担制度」が設けられている。</p> <p>については、新学習指導要領に基づく英語教育を推進する上で必要不可欠となる民間委託のALTの配置についても、この制度と同様に、経費の3分の1を国が負担するなど、財政措置を講じるよう要望する。</p>	継続	<p>民間委託による外国語指導助手(ALT)の配置に係る財政措置については、昨年度国に対して要望を行ったところですが、今年度も引き続き要望を行う予定です。</p> <p>なお、国が進めるJETプログラム(地方財政措置有)では、外国語指導助手(ALT)の来日前後における研修や指導力等向上の研修が必須であり、外国語指導助手(ALT)の質の確保及び向上が図られています。</p> <p>また、JETプログラムによる外国語指導助手(ALT)の任用に係る負担軽減を図るための財政措置についても、国に要望を行う予定ですので、JETプログラムのさらなる活用について御検討ください。</p>
文部科学省	教育委員会 (体育保健課)	23	給食費無償化に係る財政措置について	<p>食材費等高騰の影響により、給食に係る経費が増加している状況で、現在の給食費単価のまま給食の質を保つことが厳しくなっている。保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整えるためにも、国が給食費無償化を実施するための財政措置を全国一斉に講じるよう要望する。</p>	新規	<p>子育て世代である小・中学生の保護者の経済的負担を軽減するため、全国一律の包括的な学校給食費の負担軽減の仕組みづくりを進め、具体的な施策を示すとともに、必要な財源措置を行うよう国に要望します。</p>
文部科学省	子育て・人財局 (子育て王国課) 教育委員会 (特別支援教育課、教育人材開発課)	24	特別支援コーディネーター及び学校指導補助員配置に係る財政措置について  <b>【重点要望項目】</b>	<p>特別な支援を必要とする子どもたちが、就学前から社会参加まで切れ目なく適切な支援を受けられる体制整備が必要である。子どもの特性や障がいの理解、支援に係る助言や関係機関との連携、卒園後、卒業後に適切な引継ぎに関わるなど専門性を持ち、かつ、長期的に関わることができる人材の配置は必須と考える。</p> <p>このことから、3年限りの「切れ目のない支援体制整備充実事業」を拡充し、配置に係る人件費等の経費について、国の責任において恒久的な財政措置を講じるよう要望する。</p> <p>また、県におかれては、子育て応援市町村交付金の上限額を引き上げるよう要望する。</p> <p>○本市の人材配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援コーディネーター2名</li> <li>・学校指導補助員 小中学校各2名 2名×9校=18名</li> </ul>	新規	<p>特別な支援が必要な子どもが就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の推進を図るため、国に対して恒久的な財政措置を講じるよう要望します。</p> <p>子育て応援市町村交付金については、他市町村の状況や意見もお聞きしながら、市町村がその地域の実情に応じた支援に取り組めるよう検討します。</p>

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
国土交通省	地域づくり推進部 (中山間地域政策課)	25	空き家対策事業について	<p>空家対策に係る国費の確保及び制度の拡充をしていただきたい。</p> <p>特に、以下の②特定空家以外の空家の除却に柔軟に対応するため、除却後の跡地利用計画の有無に関わらず、豪雪地帯要件の基準緩和など、国庫補助制度の拡充をしていただきたい。</p> <p>○空き家対策総合支援事業補助金</p> <p>①特定空家の除却費用の助成【補助率：4/5】</p> <p>②特定空家以外の空家除却費用の助成【補助率：4/5】</p> <p>○空き家利活用流通促進事業補助金</p> <p>③利活用する際の空家改修費用の助成【補助率：1/2】</p>	継続	<p>空き家対策の一層の推進を図るため、引き続き、国に対して財政措置の充実・確保を要望していきます。</p> <p>老朽危険空き家等に至らない空き家の除却支援については、跡地を公共に資することが基本であると考えておりますが、令和5年6月14日に国会で成立した「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正法において新たに創設された「管理不全空家等」についての国の動き等も注視しながら、対応等の検討を進めていきます。</p> <p>豪雪地帯の要件については令和4年度から“各種災害により被害が生じた又は見込まれるもの”に見直されたところですが、曖昧な部分もあり、地方の実情に応じ柔軟な運用が可能となるよう、引き続き働きかけていきます。</p> <p>なお、貴市の空き家対策の取組に係る国の空き家対策総合支援事業は、概算要望調書を6月に国へ提出し、必要な予算の確保を要望しています。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>令和5年度空き家対策総合支援事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本要望（令和5年1月提出） 境港市の本要望額(国費) 8,450千円</li> <li>・配分額 境港市の当初配分額(国費) 8,450千円 (本要望額に対する査定率100%)</li> </ul>
内閣官房・水産庁	危機管理局 (危機管理政策課) 農林水産部 (漁業調整課)	26	北朝鮮弾道ミサイル発射への対応について	<p>北朝鮮による相次ぐミサイル発射は、我が国の主権と安全保障を冒瀆する暴挙である。また、6月15日に発射された弾道ミサイルは、日本のEEZ内で操業していた本市に本社を有するかにかご漁船の近傍に落下しており、漁業者の命を脅かす極めて危険な行為に対し強く抗議するものである。</p> <p>このような中、日本海で漁業者が安心して操業できるよう、以下の事項について要望する。</p> <p>①北朝鮮による度重なるミサイル発射を抑止するよう、実効ある対策を講じること。</p> <p>②漁船の操業域周辺にミサイルの飛来が見込まれる場合は、漁船だけでなく漁船の所属団体・会社等にも即時に情報を伝達するなど安全対策に万全を期すこと。</p> <p>③万一、漁船等が被災した場合、救援救出等に万全を期すこと。</p>	新規	<p>北朝鮮がミサイルを発射した翌日の6月16日に、水産庁と内閣官房に対して、日本海で漁業者が安心して操業できるよう要望を行いました。今後も機会を捉え引き続き国に対して働きかけを行っていきます。</p> <p><b>【参考】</b> 県が国に対して行った要望事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 北朝鮮が今後さらにミサイル発射を繰り返すことを抑止するよう、国際社会と協力して、実効ある対策を講じること。</li> <li>2 操業中の漁船に対し、近傍にミサイルが飛来する危険が及ぶと見込まれる場合には、即時、その情報を伝達する仕組みの導入に向けて早急に検討すること。</li> <li>3 このほか、海上でミサイル等により、万一自国民・自国船が被災した場合の救援救出等も含め、EEZ内における国民保護について、万全の対策を講じるよう、政府一丸となって検討すること。</li> <li>4 ミサイルは極めて短時間で飛来することから、国民や関係自治体に対しミサイル発射の情報をより一層迅速かつ的確に伝達するよう対策の向上を図ること。</li> </ol>



国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
デジタル庁	総務部 (デジタル改革推進課)	27	マイナンバーカード普及促進への懸念払拭について	<p>マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤である。マイナンバーカードは、デジタル社会に必要な不可欠なツールであるが、現状では、「公金受取口座に他人の口座が登録された」「マイナ保険証が使えず10割負担を求められた」など、マイナンバーカードやマイナ保険証にかかわる様々なトラブルが相次いでおり、マイナンバー制度そのものに対する国民の不信感が高まっている。</p> <p>今後、マイナ保険証への一本化や、運転免許証とマイナンバーカードの一本化などが予定されているが、制度の移行や、移行後の安定的な運用を行うためにも、一刻も早く、情報管理のチェック体制や、誤った情報の紐づけを防止する仕組みなどを構築し、信頼を確保したうえでマイナ保険証の一本化を開始するなど、国民が感じている懸念や不安を払拭し、マイナンバー制度の信頼を回復すること。</p>	新規	<p>マイナンバー制度は、デジタル社会実現のための国家的な社会基盤です。マイナンバーカードを活用した証明書の誤交付や健康保険証等の紐づけにおける誤登録の再発防止を徹底するため、チェック体制や誤交付等の防止を担保する制度の構築等に取り組むとともに、マイナンバー制度の信頼を回復するため、マイナンバーカードのメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明を行うよう、6月27日に国に対し要望を行ったところです。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>
内閣府	地域づくり推進部 (市町村課)	28	重要土地等調査法に係る住民説明会の開催及び制度の周知について	<p>重要土地等調査法は、令和5年5月に本市に関連する防衛施設が重要施設の候補となり、市域の一部が「注視区域」及び「特別注視区域」に指定される案が内閣府から示された。特に「特別注視区域」では200平米を超える土地取引に届出が義務付けられ、未届けの場合は罰則もあり、市民への制度周知を早期かつ確実にを行う必要がある。</p> <p>本市では、市報、ホームページ、チラシ配布、電話対応等を通じて周知に努めているが、本来、国の責任で制度が周知されるべきである。国による早期の住民説明会の開催と、継続した周知の取り組み、内閣府が設置したコールセンターの充実を要望する。</p>	新規	<p>重要土地等調査法の区域指定については、令和5年7月に米子市及び境港市の一部を区域として指定する告示があり、関係自治体へ通知されたところです。県としては、指定区域内においては、土地所有者の調査や所有権移転時等の事前届出が義務化されるなど、一定の制限等が生ずることから、区域指定の考え方や影響等を地域住民や土地所有者（居住の有無を問わず）、関係団体、関係自治体への十分かつ丁寧な説明を国の責任において実施することを国に要望していきます。</p>
防衛省・外務省	地域づくり推進部 (市町村課)	29	日米地位協定の抜本的な見直しについて	<p>日米地位協定第5条に基づき、米軍機は国内空港への出入が認められているが、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、公表すること。</p> <p>また、米軍人等による事件・事故への具体的かつ実効的な防止策の構築について、継続的に取り組みを進めるよう要望する。</p>	新規	<p>在日米軍の飛行訓練については、訓練時の飛行区域や高度などを定めた日米合同委員会合意事項の遵守や住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置することなどを、国（外務省及び防衛省）に対して要望しているところですが、引き続き、日米地位協定に関する事項については、国の責任で必要な措置を講ずるよう、全国知事会等とも連携し、要望していきます。</p>

道路等整備事業

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
国土交通省	県土整備部 (道路企画課)	①	米子・境港間高規格幹線道路整備事業	<p>令和5年度の国土交通省中国地方整備局の予算概要に「米子～境港の機能軸については、社会情勢の変化を踏まえ、地域や交通の課題の整理を関係自治体と連携して実施します」という調査に着手する方針が初めて明記されたことから、米子・境港間の高規格道路について、以下のとおり要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中国横断自動車道岡山米子線(米子 IC ～境港間)の早期事業化を行うこと。</li> <li>○事業が凍結されている米子 IC～米子北 IC 間の解除すること。</li> </ul> <p>また、県におかれては、早期事業化に向けて、国や関係自治体と連携し、米子・境港間の高規格道路の効果検証を実施するとともに、その必要性について整理していただきたい。</p>	継続	<p>令和2年度に開催された中海・宍道湖圏域道路整備勉強会や、令和3年度に開催された地元懇談会で、地元が考える将来像を実現させるためには米子・境港間の高規格道路の早期整備が必要と整理されました。</p> <p>また、今年の5月の中国横断自動車道岡山米子線(蒜山 IC～境港間)整備促進期成同盟会(以下、期成同盟会)総会において県との連携強化を表明され、その取組の一つとして効果検証実施の要望を県へ提出されました。これを受け、県では国や関係自治体と連携して地域・道路の課題や効果を整理し高規格道路の必要性を検証します。(令和5年度6月補正で関連予算を計上済)</p> <p>さらに、本年6月に米子・境港間の高規格道路の早期事業化について国に要望を行ったところですが、今年度も引き続き期成同盟会と協力し、東京で決起大会を行うなど、早期の凍結解除、早期事業化を国に働きかけていきます。</p>
国土交通省	県土整備部 (道路企画課)	②	安全・安心な道づくり事業	<p>安全・安心な道づくり事業は、道路事業の補助金や防災・安全交付金を活用して、橋梁・舗装の個別施設計画に基づく老朽化対策や通学路の安全対策等を行っている事業であり、計画的な修繕や整備には、財源の一部となる国の補助金や交付金が不可欠であることから、所要額を確保し、重点的な配分を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○補助事業要望額 事業費：10,000千円(国費：5,500千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁補修工事「調査設計」</li> </ul> </li> <li>○防災・安全交付金事業要望額 事業費：40,500千円(国費：20,725千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>・外浜線ほか3線通学路安全対策</li> <li>・境昭4号線舗装修繕</li> <li>・舗装修繕工事「測量設計」</li> </ul> </li> </ul>	継続	<p>国全体の道路予算が伸びない状況下で、地方が所要の予算を確保していくためには国全体の予算総額の拡大が不可欠であり、引き続き道路メンテナンス事業補助金をはじめとする道路予算の総額の拡大と地方への重点配分を国に求めています。</p>
国土交通省	県土整備部 (道路企画課)	③	県道米子空港線交差点改良事業	<p>県道米子空港線と市道外浜線の交差点は、折れ交差となっており、見通しが悪く、車両の安全通行には危険な交差点形状となっていることから、県道米子空港線の交差点改良工事を早期に完成するよう要望する。</p>	継続	<p>平成30年度から事業着手しており、引き続き事業を実施します。</p>

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
国土交通省	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)	④	県道渡余子停車場線バイパス整備事業	<p>国道 431 号から江島大橋に至るルートについては、県道渡余子停車場線や県道米子境港線での慢性的な渋滞が発生している。</p> <p>現在、県道渡余子停車場線の「渡公民館前交差点」と「大根島入口交差点」の改良事業に取り組んでいただいているところであるが、渋滞の根本的な解消を図ることはもとより、中海・宍道湖・大山圏域にとっても重要な社会基盤である「境港」や「境漁港」の機能を最大限に発揮することができる道路ネットワークや原子力災害時における新たな避難ルートの構築のため、国道 431 号から江島大橋を結ぶ県道渡余子停車場線のバイパス整備を要望する。</p> <p>○バイパス整備(国道 431 号～江島大橋) L=3,000m</p>	継続	<p>現在、県道米子境港線の「大根島入口交差点」と「渡公民館前交差点」において、令和元年度から渋滞解消を図るための交差点改良に着手しており、事業を推進しているところです。</p> <p>国道 431 号から江島大橋を結ぶ県道渡余子停車場線のバイパスについては、交差点改良後の効果や「米子・境港間の高規格道路」の検討状況を確認しながら、必要性や事業主体について貴市と協議をしていきます。</p>
国土交通省	県土整備部 (道路企画課)	⑤	県道渡余子停車場線交差点改良事業	<p>令和元年度から県道渡余子停車場線の交通渋滞の緩和対策として実施している「大根島入口交差点」と「渡公民館前交差点」の2つの交差点改良事業について、早期の工事完成を要望する。</p>	継続	令和元年度から事業実施しており、引き続き事業を実施します。
国土交通省	県土整備部 (河川課)	⑥	空港北湖岸堤整備事業	<p>治水事業は、住民の安全・安心な生活を守り、地域経済の安定を図るためにも重要な事業であることから、「斐伊川水系河川整備計画」に基づく中海湖岸堤整備の事業進捗と早期完成を要望する。</p> <p>○中期整備箇所(未整備延長) ・空港北 L=800m</p>	新規	<p>中海湖岸堤の早期整備について本年4月及び6月に国に対して要望を行いました。</p> <p>今後も引き続き、早期完成に向けて国に対して働きかけていきます。</p>
国土交通省	県土整備部 (河川課)	⑦	外江地区堤防整備事業	<p>斐伊川水系河川整備計画において、境水道の堤防整備については、本市の外江地区など、市の内水対策が明らかになった時点で調整を図り、必要な堤防等の整備を行うとされている。このことを受け本市では、当該地区周辺の内水対策を進めるため、令和2年度に公共下水道計画の事業認可の拡大を行うとともに、令和2年に設立された「斐伊川水系流域治水プロジェクト」において、外江町の雨水ポンプ場整備を位置づけたところである。</p> <p>今後は、本市が行う内水対策整備と国が行う堤防整備が一体的に進捗していくよう、十分に調整を図りながら、計画的かつ効率的に進めていくことを要望する。</p> <p>○境水道(外江地区)堤防整備 L=616m</p>	継続	<p>当該区間の既存護岸については、貴市における内水対策の取組が進められることから、斐伊川水系河川整備計画に基づき必要な堤防等について貴市と調整し早期に整備が図られるよう、本年4月及び6月に国に対して要望を行いました。</p> <p>今後も引き続き、早期完成に向けて国に対して働きかけていきます。</p>

港湾整備事業

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
国土交通省	県土整備部 (空港港湾課)	①	境港港湾整備事業 【港湾管理者】	新たな貨物等のニーズに対応するため、境港の港湾機能の強化を進めるとともに、港内の静穏度確保のため防波堤の機能復旧及び、ブルーカーボン等の環境に配慮された予防保全事業の推進を要望する。 (1) 境港予防保全事業 図① 外港地区防波堤改良 二重円筒ケーソン改良 (2) 境港ふ頭再現改良事業 図② 機能強化に必要な港湾関係予算を確保すること	継続	新規の要望内容も含めた港湾施設の整備促進と老朽化対策の推進については、本年6月に国に対し要望を行いました。今後も引き続き、早期完成に向けて国に対して働きかけていきます。
国土交通省	県土整備部 (空港港湾課)	②	境港港湾整備事業 【港湾管理者】	船舶の大型化への対応や、貨物の取り扱いを集約し、輸送の効率化の促進を要望する。 (1) 外港昭和南地区 照明灯・SOLAS ゲート(起債事業) 図③ ・R6 事業費：40,000 千円 (2) 外港竹内南地区 防波堤整備ほか(社会資本整備総合交付金) 図④⑤ ・R6 事業費：318,000 千円 (3) 外港昭和南地区ほか(防災・安全交付金事業) 図⑥⑦⑧⑨ ・R6 事業費：57,000 千円 (4) 外港竹内南地区ほか(港湾メンテナンス事業) 図⑩⑪⑫⑬ ・R6 事業費：66,000 千円	継続	(1)については、境港管理組合の起債事業となりますが、境港管理組合において、優先順位を検討した上で、事業を推進します。 (2)の④については、境港管理組合において令和4年度から事業実施しており、引き続き境港管理組合において事業を実施します。⑤についても、境港管理組合において、事業化に向けて検討します。 (3)(4)については、境港管理組合において、優先順位を検討した上で、事業を推進します。
国土交通省	県土整備部 (空港港湾課)	③	境港港湾整備事業 【港湾管理者】  【重点要望項目】	港を核とする賑わいを創出するため、令和6年秋に本市で開催する「第15回みなどオアシス Sea 級グルメ全国大会 in 境港」への参画及び開催経費の支援を要望する。 ・R6 事業費：20,000 千円	新規	「Sea 級グルメ全国大会 in 境港」実行委員会に県も参画しており、引き続き大会への参画について検討していきます。開催経費の支援についても検討します。

公共下水道事業

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
国土交通省	生活環境部 (水環境保全課)	①	境港市公共下水道事業	<p>本市では、昭和58年度から公共下水道事業に着手し、生活環境の改善や公共用水域保全を目指して、汚水処理の普及を重点的に進めている。</p> <p>(1) 汚水管渠整備の促進</p> <p>汚水管渠整備は、国が推進する「10年概成」の令和8年度を目標として、計画区域の整備を順次進める。令和6年度は渡地区を完了させ、外江地区を継続して整備する。</p> <p>下水道の未普及地域の解消、汚水処理の早期概成に向けて、整備をさらに加速させて進めるため、交付金の予算配分を要望する。</p> <p>○社会資本整備総合交付金要望額 事業費：975,000千円(国費：487,500千円)</p> <p>・汚水管渠整備延長 L=7.9km</p>	継続	<p>下水道の未普及対策については、必要な財源を安定的・継続的に確保するよう、本年度も引き続き国に要望します。</p> <p>【参考】</p> <p>令和5年度交付金(県全体)</p> <p>&lt;防災・安全交付金(老朽化対策、地震対策、浸水対策)&gt;</p> <p>要望額 2,419,599千円</p> <p>配分額 1,923,775千円(査定率79.5%)</p> <p>&lt;社会資本整備総合交付金(未普及対策)&gt;</p> <p>要望額 1,340,178千円</p> <p>配分額 1,100,978千円(査定率82.2%)</p>
国土交通省	生活環境部 (水環境保全課)	②	境港市公共下水道事業	<p>(2) 老朽化対策</p> <p>これまで集中的に整備した施設は、順次、更新時期を迎え、更新需要が増すため、下水道事業経営への影響が懸念される。</p> <p>下水道処理場は、ストックマネジメント計画により、重要度や緊急度に応じて、優先順位を付け、劣化状況を点検・調査し、予防保全型の維持管理により、老朽化による緊急停止などの事故を未然に防止する必要がある。</p> <p>また、下水道管路施設は、供用開始から30年以上を経過したコンクリート管を埋設しており、今後、劣化が進むことが予想される。ストックマネジメント計画により、予防保全型の維持管理を実施し、道路陥没等の事故を未然に防止する必要がある。</p> <p>このため、処理場並びに管路施設の点検・調査に対する予算配分を要望する。</p> <p>○防災・安全交付金要望額 事業費：127,000千円(国費：63,500千円)</p> <p>・処理場の実施設計他</p> <p>・管路施設の点検調査 L=22km</p>	継続	<p>下水道の老朽化対策については、必要な財源を安定的・継続的に確保するよう、本年度も引き続き国に要望します。</p>

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
国土交通省	生活環境部 (水環境保全課)	③	境港市公共下水道事業	<p>(3) 地震対策</p> <p>下水道は、日常生活に欠かせない重要なライフラインであるとともに、災害などの緊急時においても市民生活、医療活動、公衆衛生の維持に欠かせない施設であり、下水道施設に影響がある大規模な地震に対して、計画的に地震対策を進めていく必要がある。</p> <p>下水道施設の耐震対策・耐津波対策について、速やかに旧指針で建設された施設の改築・更新を行い、耐震化を図る必要があるため、耐震診断・耐震対策に対する予算配分を要望する。</p> <p>○防災・安全交付金要望額 事業費：110,000 千円（国費：55,000 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水処理場耐震診断 1 式</li> <li>・下水道総合地震対策計画策定 1 式</li> </ul>	継続	下水道の地震対策については、必要な財源を安定的・継続的に確保するよう、本年度も引き続き国に要望します。
国土交通省	生活環境部 (水環境保全課)	④	境港市公共下水道事業	<p>(4) 浸水対策</p> <p>近年、局地的な豪雨災害が全国で頻発しており、本市においても令和3年7月に、水路の排水能力を上回る観測史上最大の時間雨量80.5mmの豪雨により、浸水被害が発生した。</p> <p>浸水被害のあった地区を、重点対策地区として、計画的、効率的に整備するとともに、想定外の豪雨に対しても事前防災の観点で、ハード・ソフト両面から総合的に浸水対策を進めている。</p> <p>令和3年7月豪雨により浸水被害のあった外江地区の浸水被害の軽減を目的として、雨水幹線の詳細設計と水路の改修工事を実施するため、交付金の予算配分を要望する。</p> <p>○防災・安全交付金要望額 事業費：313,000 千円（国費：156,500 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・矢尻川雨水幹線詳細設計 L=1.1 km</li> <li>・外江72号線他水路改修工事 L=200m</li> <li>・雨水管理総合計画策定 1 式</li> <li>・外渡雨水幹線基本設計 1 式</li> <li>・外江中央雨水ポンプ場基本設計 1 式</li> </ul>	継続	下水道の浸水対策については、必要な財源を安定的・継続的に確保するよう、本年度も引き続き国に要望します。